

現状・課題

- 子供たちが性犯罪被害に遭う機会が増加。さらに生命、身体、財産等を侵害する度体が高い重要犯罪が急増。
 - ・児童ポルノ事件の検挙件数は年々増加し、**平成30年は3,097件で過去最多**
 - ・SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は令和元年度は**過去最多（H26：618件 → R1：1,099件）**
 - ・SNSに起因する重要犯罪のうち、強制性交等、略取誘拐、強姦わいせつは5年前と比べおよそ3倍に増加（**H26：37件 → R1：110件**）
- 女性に対する暴力が生まれる背景に女性の人権を軽視する傾向があるとの指摘（国連、2018）。
 - ・社会全体における男女の地位の平等感について国民の7割が「男性が優遇」と回答。性別による固定的な役割分担意識が存在（内閣府世論調査、2019）。
 - ・2019年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は過去最低の順位（121位／153か国中）

現在及び将来にわたり子供たちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要。

取組の必要性

- ◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）
【教育・啓発活動を通じて社会の意識改革と暴力予防（学校等における教育や啓発の内容の充実）
…工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料…等を、…関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。…あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じて、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。】
- ◆「骨太方針2020」（令和2年7月18日閣議決定）
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。
- ◆すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言（令和2年7月1日）
性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。…また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます。

事業概要（委託事業）

I 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、関係省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施し、学校における実証を通じて指導方法の他、関係機関との連携を含めた指導の充実を図る取組等に関する指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開を図る。
（小・中・高校対象）

- 【令和3年度】 教育機関における実証を通じて指導モデルの作成
- 【令和4年度】 指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善
- 【令和5年度】 全国の小中高の各学校において教育の開始

II 学校と地域で育む男女共同参画促進事業

関係機関・団体の連携の下、小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを開発するとともに、保護者向け啓発資料を作成し、性差に関する偏見や性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。
（小・中学生対象）

- 【令和3年度】 児童生徒を対象とした指導教材と保護者向け啓発資料の作成
- 【令和4年度】 指導教材の実証を通じて改善を図る
- 【令和5年度】 全国の小中学校への普及・展開を図る

- 懲戒処分等を受けた教育職員は、4,677人(0.51%)で、平成30年度（5,978人(0.65%)）から1,301人減少。
・「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、550人(0.06%)で、平成30年度578人(0.06%)から減少。
・「わいせつ行為等」により懲戒処分等を受けた者は、273人(0.03%)（平成30年度282人(0.03%)）で、過去2番目の多さ。
・うち、児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた者は126人(免職 121人)。

※()内の割合は教育職員数に対する割合

令和元年度 公立学校教職員の人事行政状況調査

(単位:人)

区分	年度	懲戒処分					訓告等	総計
		免職	停職	減給	戒告	合計		
交通違反・交通事故	元	36	26	58	84	204	2,283	2,487
	30	27	42	72	99	240	2,521	2,761
体罰	元	0	18	68	56	142	408	550
	30	0	13	73	55	141	437	578
わいせつ行為等	元 ※1	153 (121)	50 (5)	16 (0)	9 (0)	228 (126)	45 (0)	273 (126)
	30	163	57	18	7	245	37	282
個人情報の不適切な取扱い	元	0	0	5	11	16	297	313
	30	0	1	19	20	40	287	327
その他	元	24	63	90	64	241	813	1,054
	30	41	63	69	59	232	1,798	2,030
合計	元	213	157	237	224	831	3,846	4,677
	30	231	176	251	240	898	5,080	5,978

※1 わいせつ行為等の令和元年度の()は、児童生徒に対するわいせつ行為による件数で内数。

教員によるわいせつ行為等の防止に向けた取組

基本的な考え方

- 児童生徒を守り育てる立場にある教師が、児童生徒に対してわいせつ行為を行うようなことは、断じてあってはならない。
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月関係府省会議決定）に沿って、教員によるわいせつ行為等の防止に向け、実効性ある取組を速やかに進めていく。

対応の方向性

<許さない・戻さない>

（１）児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員への厳正な対処

・原則として懲戒免職（※）、告発の徹底 ・免職処分を受けた者の教員免許失効情報に係る官報公告の徹底 等

（※）令和2年9月時点で、全ての都道府県・指定都市教育委員会において、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員は原則免職とする旨の懲戒処分基準が整備済

（処分基準の内容例） 非違行為の内容：児童生徒に対して、わいせつな行為を行った場合 処分の量定：免職

<させない・守る>

（２）予防的な取組の推進

・SNS等による私的なやりとりを行ってはならないことの明確化 ・密室状態の回避、組織的対応の推進 等

<近づけない・防ぐ>

（３）採用前・採用段階における取組の推進

・官報情報検索ツールの検索可能期間の延長、適切な活用の促進 ・採用時における研修等の充実 等

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

（授与）→欠格事由

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（失効）→公立学校教員の非違行為の場合

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至ったとき。
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

(取上げ) → 公立学校教員以外の非違行為の場合

第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4・5 (略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○刑法（明治四十年法律第四十五号）

（刑の種類）

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の消滅）

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

令和2年 12 月 25 日(金)

萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言(抜粋)

- 児童生徒等にわいせつ行為を行った教員への厳正な対応のための法改正の検討状況及び今後の方策について申し上げます。
- 文部科学省としては、こうした教員が二度と教壇に立つことがないように、懲戒免職等により教員免許状が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長できないかと考え、教育職員免許法の改正について、内閣法制局等と相談を重ねてきましたが、いまだ法制上乗り越えられない課題があり、次期通常国会に内閣提出法案として提出できる状況には至りませんでした。
今後も、関係省庁と相談を続けるとともに、他の方策で実効性があると考えられるものを速やかに実行してまいりたいと思います。
- これまでの検討経緯等は(中略)、
 - ・児童生徒等にわいせつ行為を行い懲戒免職となった者に、無期限に教員免許状を授与しないとするについては、現行法上、例えば殺人罪などの重罪を犯し懲役刑に処せられた場合でも、刑の執行後 10 年で刑が消滅することなどとの均衡上、法制的に採ることができませんでした。
 - ・次に、専門家のお話では、「小児性愛」に該当する者は子供と身近に関わる環境下でわいせつ行為を行うおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、その診断を受けた者に教員免許状を授与しないとする 것을検討しましたが、内閣法制局から「小児性愛」は概念が十分に明確とは言えないとの指摘を受け、厚労省にも照会し、私も田村大臣とも話をしましたけれども、現状では疾病として診断基準等が確立されているとは言えないとの回答であり、現時点では、適用範囲の明確さが求められる法令上の欠格事由として規定することはできないと判断せざるを得ませんでした。

- このような状況から、法改正は引き続きの検討課題となりますが、文科省として、可能な限りの手立てを講じるという強い思いを持ってこの問題に取り組んでまいりたいと思います。
- その一つとして、(中略)文部科学省が教員採用権者に提供している過去の免許状失効歴を簡便に参照できる「官報情報検索ツール」について、来年2月中に検索可能期間を「直近 40 年間」に大幅延長することを既に決定しておりますが、このツールの実効性を高めるために、新たに省令を改正し、懲戒免職の事由が児童生徒等に対するわいせつ行為であることが判別できるようにします。
- また、教員採用時の書類の様式につきまして、処分歴等の記入欄を設け、詳細な記載を求めている地方公共団体の例や参考様式を示し、工夫・改善を要望して、要請してまいりたいと思います。
- このほか、児童生徒等にわいせつ行為を行った教員を原則として懲戒免職処分とすることや、遺漏なく告発することを徹底するとともに、教員が児童生徒等と私的な SNS などによるやりとりを行わないことの明確化なども含め、予防的な取組を推進をいたします。
- なお、この問題は教員だけでなく、保育士ですとか、子供と日常的に接する職種に共通する課題であります。例えばイギリスでは、そうした職種に人の雇用をする場合に、DBS という公的機関が発行する無犯罪証明書を求める仕組みがあり、参考になると考えています。

本日、閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」でも、海外の例も参考にしつつ検討する旨が盛り込まれており、文科省としても、そうした検討にも積極的に協力してまいりたいと思います。

官報情報検索ツールの仕組み（イメージ）

官報に公告されている教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索できるツールを、文部科学省から教員採用権者である都道府県及び指定都市（政令市）の教育委員会、国立・私立学校等に配付。

○官報情報（失効・取上げ情報）に該当する者か否かを確認

No	検索条件		検索結果
	氏名	氏名	
1	文部	太郎	①
2	文部	花子	
3	文部		
4	文部	次郎	
5	科学	太郎	

検索 ②

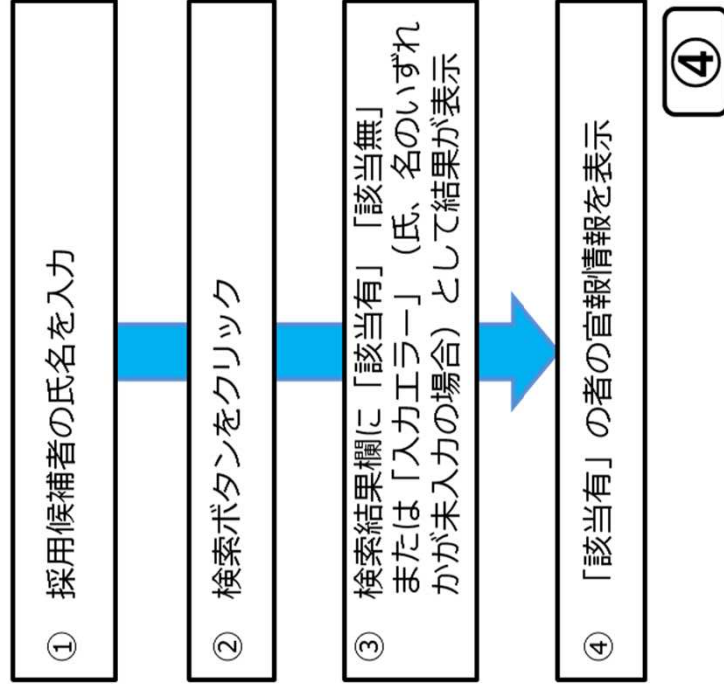
No	検索条件		検索結果
	氏名	氏名	
1	文部	太郎	該当無
2	文部	花子	該当無
3	文部		入力エラー
4	文部	次郎	該当有
5	科学	太郎	該当無

○検索した結果、「該当有」の者の官報情報を表示

氏名		免許状の種類	教科	官報番号	公告日	公告主	失効/取上げ等	本籍地	生年月日	免許状の番号	失効年月日	失効の理由
氏	名											
文部	次郎	中学校教諭一種免許状	英語	第X X号	平成〇年〇月〇日	〇〇県教育委員会	失効	〇〇県	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平X X中一 種第X X号	平成〇年〇月〇日	教育職員免許法第10条第1項第2号該当

官報公告される免許の失効事由（理由）について、わいせつ行為による懲戒免職である場合はその旨が分かるよう、省令を改正する予定

利用の流れ



「官報情報検索ツール」について、本日付けで提供するものから検索可能期間を直近40年間に延長したこと及びその適切な活用の推進について通知します。【新規】（抄）

2 教 教 人 第 3 6 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各都道府県知事（私立学校担当、幼保連携型認定こども園担当）
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
中 野 理 美
（公印省略）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
小 谷 和 浩
（公印省略）

官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用の更なる推進について（依頼）

文部科学省において、わいせつ行為を行った教育職員への厳正な対応の一環として、教育職員の採用権者（以下単に「採用権者」という。）に提供している「官報情報検索ツール」（以下「検索ツール」という。）の検索可能な情報の期間を直近40年間に延長すること等については、「官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について（依頼）」（令和2年10月30日付け2教教人第28号、総合教育政策局教育人材政策課長・高等教育局私学部私学行政課長通知。以下「令和2年10月通知」という。）により通知していたところです。

この度、本日付けで提供する検索ツールから、直近40年間分の官報掲載情報について検索ができるようになりました。今後、採用権者は教育職員の採用に当たり、採用されることを希望する者（以下「採用希望者」という。）について、過去40年間に懲戒免職処分等を受けたことによって教育職員免許状（以下「免許状」という。）が失効・取上げとなった事実の有無をより簡便に確認できるようになり、適切な採用判断に資することが期待されます。つきましては、令和2年10月通知にも留意の上、検索ツールを適切に活用いただきますようお願いいたします。今回初めて検索ツールの利用を希望する採用権者は、文部科学省への申請が必要です。利用の申請は随時受け付けており、必要書類の提出によって完了します。

なお、検索ツールに登録される氏名は、官報に掲載された免許状失効時の氏名です。採用希望者の大学の卒業証書の原本や卒業証明書等によって、改名前の氏名を確認し、現在の氏名と両方を検索することで、懲戒免職歴等を秘匿することを意図して改名した上で新たに免許状の授与を受けて採用されようとするケースについても有効な対応ができます。

各都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対し、各都道府県知事部局（私立学校担当）は、所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対し、各都道府県知事部局（幼保連携型認定こども園担当）は、域内の市区町村及び幼保連携型認定こども園（公立・私立とも）に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長は、域内の学校設置会社に対し、この通知について周知し、検索ツールの適切な活用を促していただきますようお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室 吉田・鈴木

TEL : 03-5253-4111（内線 3572）

E-mail : kensakudata@mext.go.jp（専用アドレス）

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

I 改正の趣旨

官報公告される教員免許状の失効・取上げの情報を活用し、教員採用権者においてより適切な採用選考に資するよう、失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的事由等を官報公告事項として規定するほか、所要の改正を行うもの。

II 改正の概要

1. 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定による公告は、次の事項を官報に掲載して行うものとする。

(1) 氏名、(2) 本籍地、(3) 免許状の種類、(4) 授与権者、(5) 授与年月日、
(6) 免許状の番号、(7) 失効・取上げの年月日、(8) 失効・取上げの事由
(失効・取上げの事由が懲戒免職又はこれに相当する解雇であるときは、次の①～⑤のいずれに該当するかの別も含む。)

- ① 18 歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
- ② わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（①に該当するものを除く。）
- ③ 交通法規違反又は交通事故
- ④ 教員の職務に関し行った非違行為（①～③に該当するものを除く。）
- ⑤ その他の事由

2. 所轄庁（免許管理者を除く。）が法第 14 条の規定による免許管理者への通知を行う場合（懲戒免職処分があったとき又はこれに相当する解雇があったと思料するときに限る。）又は学校法人等が法第 14 条の 2 の規定による所轄庁への報告を行う場合（その行った解雇の事由が懲戒免職に相当する解雇と思料するときに限る。）には、その通知又は報告には、懲戒免職又は解雇の事由が上記 1. ①～⑤のいずれに該当すると思料するかの別を付して行うものとする。

3. 上記に併せて、原簿記載事項の規定の整備を行うこととする。

III 施行日等

令和 3 年 4 月 1 日

※ II の 1. は施行日以後に免許状が失効・取上げとなった者について、II の 2. は施行日以後に懲戒免職処分を受け又は解雇された者について適用する。